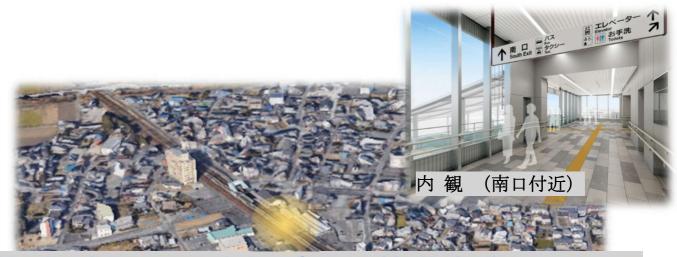
産業建設委員会

(所管事務調查資料)



愛知御津駅周辺まちづくり整備事業について



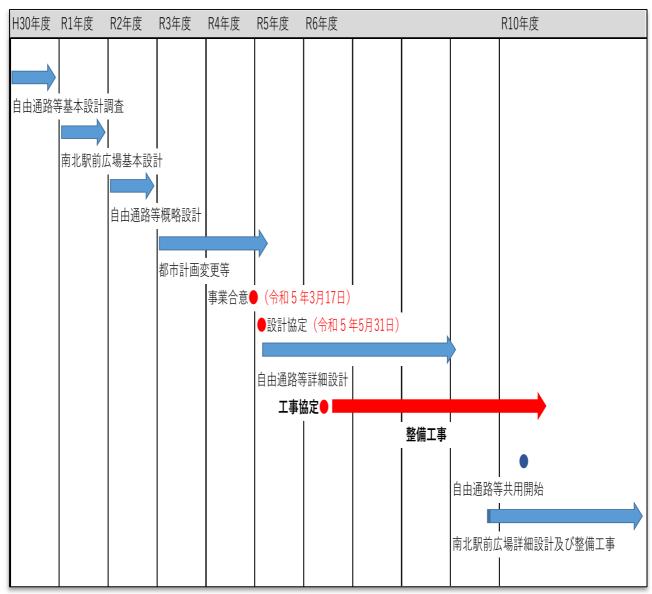
令和6年6月18日 豊川市都市整備部市街地整備課

1 事業スケジュールについて

全体スケジュールに変更はありません。令和5年3月17日に事業合意(覚書)を締結し、令和5年5月31日に「愛知御津駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事に係る詳細設計等」に関する設計協定を締結し、その後、令和6年度中の工事協定締結を予定しております。

■現時点での想定スケジュール

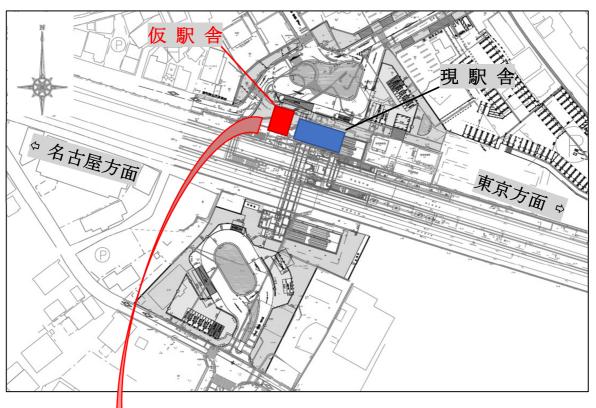
(令和4年12月産業建設委員会から特に変更はありません)

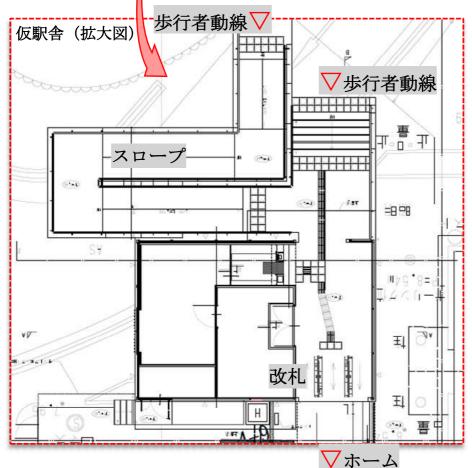


2 詳細設計等の進捗状況

(1) 仮駅舎

愛知御津駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事中において、現駅舎西側に仮駅舎の 設置を予定しております。



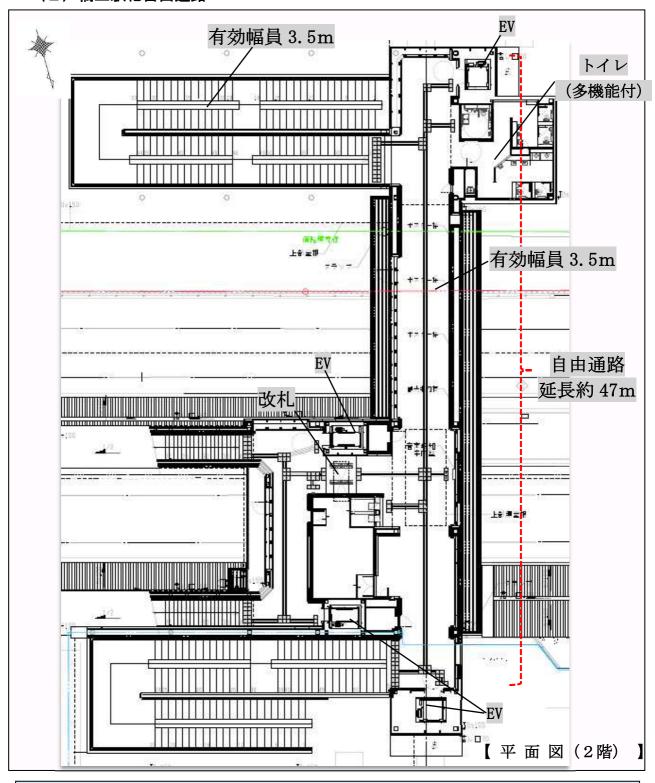


『 仮駅舎等の主な内容 』

·床面積:約65 ㎡

・スロープ設置

(2) 橋上駅化自由通路



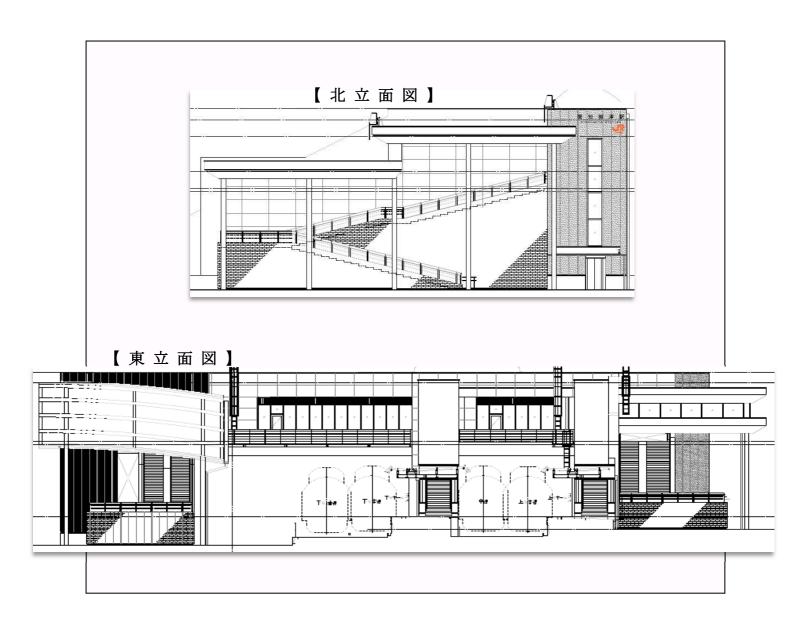
・自由通路延長:約47m(階段部を含まず)

自由通路有効幅員: 3.5m

自由通路階段有効幅員:3.5m(自転車用スロープ付き構造)

自由通路エレベータ:2基・改札内エレベータ:2基

・自由通路部にトイレ設置(多機能トイレ有り)



3 事業費(概算額)

項目	内容	令和 4 年 6 月 産業建設委員会所管事務調査	令和6年6月 産業建設委員会所管事務調査
自由通路及び 橋上駅舎	自由通路	13. 7億円	17. 6億円
	橋上駅舎	10.8億円	13.4億円
	支障移転	8. 7億円	10.0億円
南北駅前広場	用地取得費等	8. 1億円	8. 1億円
	整備工事等	4. 1億円	4. 1億円
合計		45.4億円	53.2億円

4 工事協定書(案)

協 定 書(案)

豊川市(以下「甲」という。)と東海旅客鉄道株式会社(以下「乙」という。)とは、東海道本線愛知御津駅自由通路(以下「自由通路」という。)新設及び橋上駅舎化工事(以下「工事」という。)の施行その他について、令和5年3月17日付けで締結した「東海道本線愛知御津駅自由通路新設及びこれに伴い必要となる橋上駅舎化並びに駅前広場整備に関する覚書等」(以下「覚書等」という。)に基づき、次のとおり協定を締結する。

(工事の位置、設計及び行程)

第1条 工事の位置、設計及び行程は、別紙のとおりとする。

(工事の施行)

第2条 工事は、次の区分により施行するものとし、その詳細は、別紙のとおりとする。

甲施行 ・第三者施設の支障物件移転等

・工事の施行に必要となる用地及び進入路の確保等

乙施行 ・自由通路新設・橋上駅舎化

道路施設 自由通路及び付帯施設新設

鉄道施設 自由通路等新設に伴う建物及び電気設備等の支障移転

仮駅舎設置撤去、既設駅舎及び付帯施設撤去

橋上駅舎及び付帯施設新設等

- 2 甲は、乙施行の工事に必要となる用地及び進入路の確保並びに支障物件(地下埋設物を含む。)の移転等について、乙施行の工事に支障のないようあらかじめ措置するものとする。
- 3 甲は、本工事に関連し、乙の鉄道施設に近接して別途工事を施行しようとするときには、あらかじめ乙と調整のうえ、必要により乙の機関(東海鉄道事業本部)と協議するものとする。
- 4 工事の競合施行が生じる場合は、別途甲・乙協議して調整を図るものとする。

(工事の費用)

第3条 乙施行の工事に要する費用(以下「工事費」という。)は、別紙工事費概算額調書のと おり総額概算○○○○○千円(内、消費税等○○○○○千円を含む。)とする。

(工事費の負担及び支払い等)

- 第4条 工事費は、甲が〇〇〇〇〇千円、乙が〇〇〇〇〇千円をそれぞれ負担するものとする。
- 2 甲は、前項の甲が負担する工事費を、乙が別途提出する工事費納入計画書に基づき、乙の 機関の経理責任者が発行する請求書により予納するものとし、その詳細は、別途甲・乙協議 するものとする。

(工事費の計画予算)

第5条 工事費の計画予算は、別紙計画予算書のとおりとする。

(年度協定)

- 第6条 甲及び乙は、各年度の工事の実施に際し、本協定に基づき当該年度毎の工事の施行に 関する年度協定を別途締結するものとする。
- 2 甲は、前項の年度協定の締結にあたり、工事の行程に基づき各年度に施行する乙の工事の 継続施行に支障しないよう予算措置するものとする。

(行程変更等)

第7条 工事の行程を著しく変更しようとする場合は、別途甲・乙協議のうえ、変更することができるものとする。

(設計変更等)

第8条 工事の設計を著しく変更しようとする場合又は物価労賃の変動等により工事費が不 適当となった場合は、工事費を変更するものとする。なお、精算等に伴う減額については、 協定の変更を省略できるものとする。

(工事費の精算)

- 第9条 乙は、年度毎の工事の施行に係る実績状況等を、当該年度終了後速やかに甲に報告するものとし、甲は、その実績報告書に基づき工事の出来形等を確認するものとする。
- 2 乙は、工事しゅん功後、速やかに工事費を精算し、甲に通知するものとする。

(財産所有権の帰属及び保守管理等)

- 第10条 工事しゅん功後の財産所有権の帰属及びその保守管理区分は、次のとおりとし、その詳細は、別紙施行・財産区分図のとおりとする。
 - 甲 道路施設 自由通路
 - 乙 鉄道施設 橋上駅舎

自由通路等新設に伴い支障移転した建物及び電気設備等

- 2 甲は、前項の道路施設の保守管理及び管理運営にあたり、別途甲と乙の機関(東海鉄道事業本部)と協議のうえ、必要に応じ維持管理協定等を締結するものとする。
- 3 甲は、第1項の道路施設について、保守管理上、鉄道施設の営業線近接作業等が生じる場合は、あらかじめ乙の機関(東海鉄道事業本部)と協議するものとする。

(撤廃物等の処理)

第11条 工事の施行に伴い発生する撤廃物は、そのものにつき管理していた側のものとする 2 乙が工事の施行上購入し又は設備した物件のうち、工事しゅん功後においても残存させる 物件及び工事期間中に処分する物件については、乙の評価基準に基づく評価額を工事費の負 担割合により工事費をもって精算するものとする。

(施設の引渡し等)

- 第12条 乙は、工事しゅん功後、第10条第1項の道路施設に係るしゅん功図書その他関係 資料を作成のうえ、甲の確認を得た後、当該施設を甲に引渡しするものとする。
- 2 甲は、乙の工事しゅん功前までに道路施設の供用開始等が必要となる場合は、あらかじめ 甲・乙協議のうえ、引渡しを受けることができるものとする。

(用地の処理等)

- 第13条 甲は、新たに自由通路が占用する乙の用地(線路敷地部分で別紙用地図に青色で示す部分)について、乙の当該用地に係る公租公課を豊川市税条例に基づき免除とし、当該施設存続中無償で使用できるものとする。詳細は、別途甲と乙の機関(管財部)との間で協議のうえ、土地使用貸借契約を締結するものとする。
- 2 乙は、甲が自由通路新設に必要とする乙の用地(線路敷地部分を除く部分で別紙用地図に 緑色で示す部分)及び新たに北口駅前広場改修に必要とする乙の用地(別紙用地図に桃色で 示す部分)を甲に有償譲渡するものとし、別途甲と乙の機関(管財部)との間で協議のうえ、 契約等を締結するものとする。
- 3 甲は、乙が工事施行中必要とする甲の用地(別紙用地図に茶色で示す部分)を乙の工事に 支障のないようあらかじめ措置するものとし、乙は、工事施行期間中無償で使用できるもの とする。

(行政上の手続き等)

第14条 工事の施行のため必要とする行政上の諸手続き並びに第三者との協議等は、甲が行うものとし、乙は、甲に協力するものとする。ただし、鉄道事業法等に伴う諸手続きは、乙が行うものとする。

(苦情等の処理)

第15条 工事の施行に伴う第三者からの苦情等の処理は、甲が行うものとし、乙は、甲に協力するものとする。

(損害の負担)

- 第16条 甲及び乙は、災害などやむを得ない場合を除き、自らの責めに帰すべき事由により 工事が中止(停止、中断、凍結、延期等を含み、以下同様とする。)に至った場合は、相手 方に対して、(1)及び(2)の合計額を2倍した金額を損害賠償の予定額とし、これを直 ちに支払うものとする。その後、甲及び乙は、この協定その他の相手方と締結した工事に関 する契約の一部又は全部を催告なく直ちに解除することができるものとする。
 - (1) 原状回復に要する一切の費用
 - (2) その他本事業が中止に至らないものと相手方が信頼したことに伴う全ての損害額
- 2 前項によるもののほか、工事の施行に伴う損害は、乙の責めに帰する場合を除き、甲が負担するものとする。
- 3 本条は、本協定終了後も前各項の支払いが履行されるまで引き続き有効とする。

(添架等)

- 第17条 乙は、第10条第1項の道路施設に乙の事業に係る施設を無償で添架及び設置できるものとし、その実施にあたっては、その都度甲・乙協議するものとする。
- 2 甲は、第10条第1項の道路施設に甲及び第三者の施設を添架等する場合は、別途乙の機 関(東海鉄道事業本部)と協議するものとする。

(道路の立体的区域等の指定)

第18条 甲は、第10条第1項の道路施設を道路法第18条に規定する道路区域に編入する にあたっては、道路法第47条の7に定める道路の立体的区域を指定するものとし、その詳 細は覚書等のとおりとする。

(公正性と透明性の確保)

第19条 甲及び乙は、工事が公共事業であることに鑑み、工事の執行にあたり相互に公正性、 透明性の確保に努めるとともに、協力し適切な事務処理に努め、事業の促進を図るものとす る。

(その他)

第20条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

以上、協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙おのおの記名押印のうえ、各自その1 通を保有する。

令和 年 月 日

愛知県豊川市諏訪1丁目1番地 豊川市長 竹本 幸夫

乙 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 東海旅客鉄道株式会社 建設工事部長